

# 上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議(第1回)

## 議 事 次 第

日時:

平成25年12月24日(火曜日)10時～11時30分

場所:

文化庁(旧文部省)庁舎 6階 第2講堂

### 《 次 第 》

- 上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想について
- その他

### 【配布資料】

資料1 上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議・関係資料【1頁～6頁】

資料2 文化芸術立国中期プラン(案)【7頁～13頁】

資料3 国家戦略特別区域法について【15頁～33頁】

資料4 東京藝術大学資料【35頁～36頁】



上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議  
関係資料

## 上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議・設立趣意書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年は、新しい日本の創造の年とする契機であり、この期に、世界に誇り得る日本の文化力を生かし、多彩な文化プログラムの展開を図ることによって、我が国が世界の文化交流のハブ（拠点）となる飛躍を目指す。

とりわけ、東京都上野地区には、日本屈指の文化施設が集結しており、成田国際空港からのアクセスも良好である。今後、上野地区の各機関・団体が、互いに連携を強化することで相乗効果を増大させ、それぞれが保有する文化資源の潜在能力が顕在化され、その資源が有効に活用されていくことで、上野が新たな「文化の杜」として国際的なシンボルとなることが期待される。

今後、上野地区において3000万人の集客を可能とするために必要なハード・ソフト両面にわたる整備方策について検討することを目的として、「上野「文化の杜」新構想推進会議」を設置する。



もり  
「上野「文化の杜」新構想推進会議」構成機関・団体

＜文化施設・文教施設＞

構成機関・団体	役職	名称	備考
東京国立博物館	館長	銭谷 眞美	
東京藝術大学	学長	宮田 亮平	発起人代表
国立科学博物館	館長	林 良博	
国立西洋美術館	館長	馬淵 明子	
国際子ども図書館	館長	坂田 和光	
東京文化財研究所	所長	亀井 伸雄	
日本学士院	院長	杉村 隆	
日本芸術院	院長	三浦 朱門	
東京都美術館	館長	真室 佳武	
東京都恩賜上野動物園	園長	土居 利光	
東京文化会館	館長	日枝 久	
上野の森美術館	館長	水野 政一	
寛永寺	長 膺	浦井 正明	
国立近現代建築資料館	館長	清水 明	
上野学園	理事長	石橋 慶晴	

＜行政＞

構成機関・団体	役職	名称	備考
文化庁	長 官	青柳 正規	発起人代表
国土交通省都市局	局 長	石井 喜三郎	
観光庁	長 官	久保 成人	
東京都生活文化局	局 長	小林 清	
東京都建設局	局 長	横溝 良一	
台東区	区 長	吉住 弘	
千代田区	区 長	石川 雅巳	
文京区	区 長	成澤 廣修	

＜民間企業等＞

構成機関・団体	役職	名称	備考
上野観光連盟	会 長	二木 忠男	
JR 東日本	常務取締役	森本 雄司	
京成電鉄	社 長	三枝 紀生	
東京地下鉄株式会社	取締役	山村 明義	

平成 25 年 12 月 24 日

上野「文化の杜」新構想推進会議・決定

上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議・ワーキンググループ  
の設置について（案）

上野「文化の杜」新構想推進会議・設立趣意書に基づいて設置される同会議の審議に資するため、別紙の関係者で構成するワーキンググループを設け、より機動的・実質的な議論を行うこととする。

なお、この構成員については、構想の具体化等に応じて、適宜、加えるものとする。

## 上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議・ワーキンググループ名簿

平成25年12月24日現在

機 関 名	氏 名	役 職
国立文化財機構	辰 野 裕 一	理 事
国立文化財機構 東京国立博物館	栗 原 祐 司	事務局長 総務部長
国立美術館 国立西洋美術館	小 松 弥 生	理事・事務局長 副館長
国立科学博物館	折 原 守	理 事
東京都美術館	小 室 明 子	副館長
東京文化会館	桜 庭 裕 志	副館長
上野の森美術館	鈴 木 幹 夫	事務局長
東京藝術大学	北 郷 悟	理 事
東京藝術大学	畑 中 裕 良	理事・事務局長
文化庁	清 水 明	政策課長

※ 上記メンバーの他、必要と認める者を構成員に加えることができる。

「上野「文化の杜」<sup>もり</sup>新構想推進会議」の  
全体スケジュールについて（案）

○平成 25 年 12 月 24 日（火）10:00～11:30（文化庁 6 階第 2 講堂）

→上野「文化の杜」新構想推進会議（第 1 回）

○平成 26 年 1～5 月

→ワーキンググループ

・上野「文化の杜」に関するコンセプト等について審議

※ 月 1～2 回のペースで実施

○平成 26 年 6 月

→上野「文化の杜」新構想推進会議（第 2 回）

・ワーキンググループにおける審議結果の中間報告

(案)

# 文化芸術立国中期プラン

～2020年に日本が「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～

平成25年12月

1

## 文化芸術立国中期プラン(案)

～基本的構想～

### 【考え方】

- 2020年は、単なる五輪開催の年という位置付けではなく、これを契機として、**「新しい日本」を創造するための年**にする。
- 我が国は、世界に誇るべき有形・無形の文化財があり、多様な文化芸術活動が行われている。日本人は地域に根付いたお祭りや踊りに参加する伝統があったり、日常においても、お稽古事や趣味などを通して、様々な文化芸術体験をする機会が多い。
- こうした**「世界に誇る日本各地の文化力」(注)**は、我が国の**「強み」**である。

(注) 「世界に誇る日本各地の文化力」とは以下のようなものを指す。

- 各地域が主体となり、実績を積み重ねつつある文化芸術活動
  - － ビエンナーレ、トリエンナーレ、芸術祭、展覧会などの開催
- 各地域で長年受け継がれてきた有形・無形の文化遺産を活用した取組
  - － 神社、寺院、古民家、民俗芸能（神楽、虎舞など）、風俗慣習（祭事、田植えに関する風俗など）
- 日本の文化力の海外発信・世界との交流を目指した国際イベント、文化施設
  - － 文化芸術創造都市の関係者が集うサミット、東アジア文化都市の取組

2

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、東京をはじめ日本全国で、日本の伝統や地域の文化芸術活動の特性を活かした**文化プログラム**※を提供

※ 日本全国で実施する文化プログラムは、リオデジャネイロ五輪(2016年)終了後、開始するものとし、具体的な内容については、別途検討中

2020年までに日本各地の**文化力の基盤を計画的に強化**

日本が世界の文化の中心となる  
2020年のイメージ

## 【2020年の姿】

- ☆ 世界に尊敬され愛される文化大国になっている。  
…多くの学者・学生・文化人等が日本を訪れ、「世界の文化芸術の交流のハブ」となっている。
- ☆ 「平和」や「環境」をテーマとして、世界の人々が交流し、日本から新しい価値が創造されている。



3

## 2020年末段階での成果

☆全世界の人々が、全国の文化体験プログラムへの参加を通して、相互に対話や交流を深め、日本から、**新たな文化の創造や発信**がなされる。

文化芸術に支えられた「**成熟社会の新モデル**」を世界へ提示

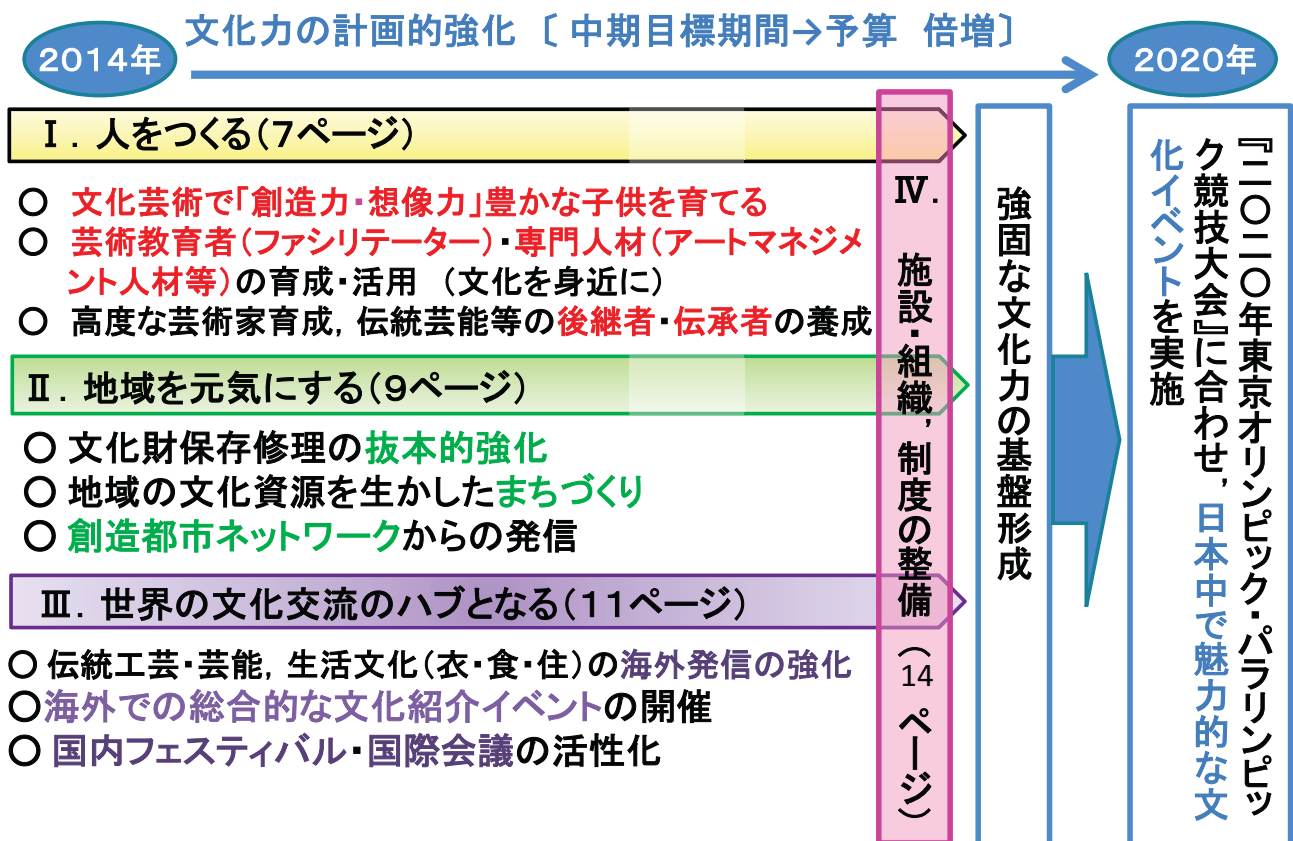
- ☆ 例えば、日本国内の指標では以下のことを実現する。
  - 国民が自信と誇りをもち、心豊かな生活を送っている(OECDの「生活満足度」(27位/36か国)や、内閣府「社会意識に関する世論調査」(現在満足度53.4%)が上昇—例えば**80%台**)。
  - 文化体験を目的とした外国人観光客(現在20%台)が増加(例えば**50%台**)している。
  - 美術館や博物館、音楽ホール等「上野の杜」への来訪者(現在年間1100万人)が増加している(目標**3000万人**)。
  - 訪日外国人旅行者数の大幅増加を目指す。  
【2012年実績:837万人→2013年:1000万人→2000万人→さらに**3000万人**へ】  
(注)「日本再興戦略 ~Japan is back~」(2013年6月閣議決定)では、2030年に**訪日外国人旅行者数3000万人超を目指す**ことが提言されている。また、「観光立国実現に向けたアクションプログラム(2013年6月)」では、**訪日外国人旅行者数2000万人を目指す**ことが提言されている。
  - 在留外国人の日本語学習者の増加を目指す。  
【例えば在留外国人における日本語学習者数の割合を約1.5倍:7%(2012年)→**10%**(2020年)】

4

# 2020年までの基盤整備

5

## 【2020年までの流れ(イメージ)】



6

# I. 人をつくる

## <重点施策>

### 【文化芸術で「創造力・想像力」豊かな子供を育てる ~子供の文化芸術体験を大幅拡充~】

○子供を対象とする多彩で優れた芸術の鑑賞・体験機会、伝統文化、文化財に親しむ機会を大幅に拡充(実演, 映像の活用)

※ 音楽, 演劇, 舞踊等のほか, 茶道, 華道など日本古来の衣・食・住に関わる文化も対象

※ 言葉遣いや立ち居振る舞い, 暮らしの中での季節感等を味わうような基層の文化の伝承に配慮

<鑑賞・体験機会: 義務教育期間中毎年1回は, 文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整える。>

→「次代を担う子供の芸術体験事業」による鑑賞機会では, 義務教育期間中に1.8回(平成25年度)

<伝統文化親子教室の数: 3,400教室(25年度見込み)→9,000教室>

○我が国最高水準の実演芸術のコンテンツの制作・公演, 映像化, 活用

○芸術系大学等による子供の鑑賞力向上のための取組を推進

### 【専門人材の育成支援】(文化を身近に)

○文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材(アートマネジメント人材, 学芸員, ファシリテーター, 舞台技術者等)の育成・活用に関する支援を充実

(海外との交流, 顕彰)

<劇場・音楽堂等活性化事業での支援 55件(25年度見込み)→130件>

<国の事業で行う専門人材養成 1,919人(24年度実績)→4,000人>

<国の事業で行う専門人材の海外派遣者数 15人(25年度見込み)→360人>



ピアノ, ヴァイオリンとクラリネットの三重奏に聴き入る小学生  
(福島県福島市)

### 【高度な芸術家養成, 後継者や伝承者の養成】

○伝統芸能・伝統工芸等の後継者及び文化財の保護に必要な技術等の伝承者等の養成に対する支援を充実

○新進芸術家の国内での活動機会(創造活動・展示等)の拡充や海外研修など, 若手を始めとする芸術家の育成に関する支援を充実

(才能あふれる芸術家を評価し, その芸術家が創作活動に専念しながら生活できる環境をつくること, 更に質の高い文化芸術を生む。)

### 【芸術教育の充実】

○文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ, 学校や地域における**芸術教育**(技術を教えるのではなく, 創造性を引き出す)の充実, 日本在住の外国人芸術家を活用した芸術教育の推進

### 【多様な芸術活動の推進】

○**トップレベル**の文化芸術団体の優れた芸術活動等の支援を充実

○実演芸術の**世界水準への向上**や新たな観客層の育成のための**公演の実施**, **障害者の優れた芸術作品の展示**などの戦略的支援の充実

### 【大学を活用した文化芸術の推進】

○芸術系大学等による公演・展示等の開催も含めた実践的な**カリキュラムの開発・実施**のほか, 地域における鑑賞機会, 鑑賞力の向上への支援など文化芸術に関する魅力の発信を支援

※ 文化を身近にするには「面白いきっかけづくり」の工夫が必須。



## Ⅱ. 地域を元気にする

### <重点施策>

#### 【保存修理・防災対策等の抜本的強化】

○全ての文化財における保存修理・防災対策等の抜本的強化

(建造物、史跡、名勝等を始めとした文化財は恒常的な維持・修理が必要)

<建造物の根本修理の適正周期である約150年へ>

#### 【まちづくりの推進】

○地域の文化資源を発掘しそれを生かしたまちづくりの推進

<歴史文化基本構想策定自治体数：20地域（24年度）→ 100地域>

<文化遺産を活かした地域活性化事業採択件数：550事業（25年度見込み）→ 1,800事業>

<地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ支援件数：154事業（25年度見込み）→ 200事業>

<劇場・音楽堂等活性化事業実施件数：170事業（25年度見込み）→ 350事業>

- ・「歴史文化基本構想」の策定支援による文化財を活かしたまちづくりの展開・普及
- ・文化芸術を活用した地域の活性化
- ・共通の文化資源を持つ自治体間の連携による地域おこしの推進

#### 【文化芸術創造都市への支援・東アジア文化都市の開催】

○「文化芸術創造都市」の活動支援，発信力強化

<創造都市ネットワーク日本：加盟数24自治体（25年4月）→ 約170自治体【全自治体の約1割】>

- ・「文化芸術創造都市」の国内拠点（創造都市ネットワーク日本，平成25年1月13日創設）への支援により，日本の創造都市のネットワークや情報発信の拠点，世界との交流拠点としての機能を強化する。
- ・一定の基準を満たした創造都市ネットワーク日本の加盟都市に対して，国の事業の採択や配分等において配慮（対象事業例：「地域発・文化芸術発信イニシアチブ」，「文化遺産を活かした地域活性化事業」）
- ・「東アジア文化都市」を2014年から開催し，文化芸術による発展を目指す都市における様々な文化事業の展開，国際文化交流の推進，都市の対外発信力，ブランド力の向上等を図る。



日光輪王寺慈眼堂廟塔の復旧工事（財団法人日光社寺文化財保存会提供）



史跡生目古墳群整備（宮崎市）

#### 【団体，劇場・音楽堂等，美術館・博物館等への支援】

○地域における文化芸術団体，劇場・音楽堂等，美術館・博物館等の日本文化・地域文化を発信する活動や，教育普及活動に対する支援，芸術文化振興基金の充実

#### 【復興支援等】

○復興支援・非常災害対応の整備

- ・被災文化財の修理及び原発避難地区等の文化財保護
- ・迅速な埋蔵文化財発掘調査体制の強化・充実及び活用
- ・非常災害時を見据えた文化財保護体制の充実

#### 【文化財の公開・活用】

○文化財を公開・活用するための取組への支援の充実

- ・重要文化財や史跡名勝天然記念物をはじめとした文化財の公開・活用等の推進
- ・郷土の歴史・文化を体感できる歴史的建造物の復元と活用
- ・伝統行事・伝統芸能の公開等の推進
- ・古都奈良・飛鳥における文化財の保存・活用の強化
- ・我が国近海の水中に眠る文化財の調査と保存の強化
- ・ICTの活用による文化財の公開・活用，失われた文化遺産の再現

#### 【資源の重層化】

○関係者が連携し，文化芸術と観光・福祉・医療・教育等の分野との「重ね技」で発信

### Ⅲ. 世界の文化交流のハブとなる【クールジャパン戦略と深い関わりのある施策】

#### <重点施策>

#### 【伝統工芸・芸能、生活文化(衣・食・住)の海外発信の強化】

※ ポップカルチャー等と融合した形での発信も検討。

○我が国の文化財の積極的な海外への発信を支援

<海外発信サイト(文化遺産オンライン)への訪問回数:101万回(23年度)→200万回>

- ・伝統工芸の海外発信, 人間国宝など作家の国際交流
- ・文化財の海外発信のための専用サイトの作成
- ・伝統芸能・工芸のプロモーションDVDの製作, 関係省庁との連携による発信
- ・我が国の優れた文化財保護技術を活用した国際貢献の推進
- ・世界文化遺産及びユネスコ無形文化遺産の登録の推進及び発信の強化

○伝統工芸に対する支援の強化

- ・若手育成, 展示の常設化, 普及活動の強化
- ・人間国宝等による工芸作家の育成・交流の機会の提供

○日本古来の生活文化の海外発信の強化

- ・文化交流使の拡充(「東アジア文化交流使構想」の実現)



©森日出夫  
(横浜市・赤れんが倉庫)

#### 【メディア芸術の発信強化】

○我が国が国際的に強みを持つメディア芸術の一層の振興

<メディア芸術祭応募数:2,954件(直近3か年の平均)→3,400件>

- ・メディア芸術祭の強化
- ・優れた作品の製作支援, 海外での展開の充実, 人材育成等

11

#### 【「ジャパン・フェスタ」等を通じた文化交流の促進】

○我が国の文化芸術の注目度を高める質の高い国際芸術交流等の推進

- ・関係省庁や経済界との連携により, 海外での総合的な日本文化(伝統文化から現代アート, ポップカルチャーまで)の紹介事業(「ジャパン・ウィーク」)等を実施し, 芸術家の海外での活躍の場を増進(日本の文化芸術を支える技術や物のすばらしさにも着眼)
- ・若手芸術家の海外の芸術祭等への出品・参加の支援
- ・日本オペラの制作, 海外公演など, 新規性・創造性があり質の高い公演・展示の海外展開の支援の拡充
- ・外国人の顕彰

#### 【国内芸術フェスティバル・国際会議の開催】

- ・国内芸術フェスティバル, 世界創造都市サミット, 世界アーティストサミット, 世界文明フォーラム等の開催
- ・海外から注目を集める国内の国際芸術フェスティバル等の持続的な発展のための支援の強化

#### 【創造都市ネットワークへの支援】

○創造都市ネットワーク加盟都市への支援

- ・「世界創造都市サミット」, ユネスコとの連携強化

#### 【東アジア文化都市での交流事業等】

○日中韓文化大臣会合等の対話の枠組みを活用した協力の促進

○「東アジア文化都市」での国際文化交流事業の集中開催

○日本とアジア間で共通する文化を活用した交流を促進

○日中韓のみではなく, ASEAN加盟全諸国に範囲を拡大

#### 【レジデンスプログラムの強化】

○若手を始めとする芸術家を育成するための国内外のレジデンスプログラムの強化

12

## ※【前ページからの続き（Ⅲ．世界の文化交流のハブとなる）】

### 【アジア諸国等の人材育成支援】

○今後成長が見込まれるアジア諸国等の人材を対象に、メディア芸術分野等における人材育成事業を実施（マネジメント人材、芸術家等を対象）

### 【日本語による文化発信力の強化】

○外国人に対する日本語教育の推進

○日本語の魅力の発信

### 【日本文学の海外への発信強化】

○優れた翻訳者の育成などによる日本文学の翻訳の推進等の海外への発信強化

### 【日本文化の広報力の強化】

○最新ICTを活用した日本文化の発信強化

### 【外国人観光客のための展示・公開環境の整備】

○ホームページ、パンフレット、イヤホンガイド、字幕、案内板等の多言語化

13

## IV. 施設・組織、制度の整備

### 【Ⅰ～Ⅲのソフト施策を効果的に実施するためのハード施策と体制整備】

#### 【国立文化施設の機能強化】

○文化芸術立国の実現に向けた基盤強化・発信力強化のための国立文化施設（国立の美術館、博物館及び劇場）の整備、独立行政法人の制度の改善を踏まえた事業等の充実

○「フィルムセンター」の整備

#### 【日本の強みを生かす拠点づくりの推進等】

※ 創造や人材養成の場でもある「フローとしてのミュージアム」構想を検討。

○貴重な各種文化資源を保存継承するアーカイブの在り方を総合的に検討する中で、工芸、建築、デザイン、メディア芸術など、日本の強みを生かす国際的な拠点づくりを推進

#### 【民族共生の象徴となる空間】

○アイヌの人々の心のよりどころとなる「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備

#### 【著作権制度】

○著作権制度の改善と著作物の利用の円滑化

#### 【国語施策】

○国語施策の充実

#### 【芸術文化の要素を公共施設整備を行う際に取り入れる方策の推進】

○公共施設整備の実施に際し、総工費の1%を芸術的用途に充てることに定めた「1% For Arts」の仕組みについて検討

※中長期的に行う施設整備を含む。

14



## 国家戦略特別区域法について

### 経 緯

- ・今年 1 2 月 7 日の参議院本会議で、「国家戦略特別区域法案」が可決・成立。

### 法の趣旨

- ・同法は、①構造改革の重点的推進、②産業の国際競争力の強化、③国際的な経済拠点の形成、という観点から、国が「国家戦略特別区域」を定め、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進しようとするもの。

### 特区の認定手続き等

- ① 特区ごとに設置する「国家戦略特別区域会議」（国、自治体、民間の関係者で構成）において、「国家戦略特別区域計画」の作成
- ② 内閣府に設置する「国家戦略特別区域諮問会議」（総理、官房長官、関係大臣、民間有識者等）が、同計画を同意
- ③ 総理が同計画を認定

### 特例措置の対象規制等

- ・ 3 ページに記載のとおり
- ・ 金融支援や財政による支援措置あり（2 ページ参照）

### 検討の状況等

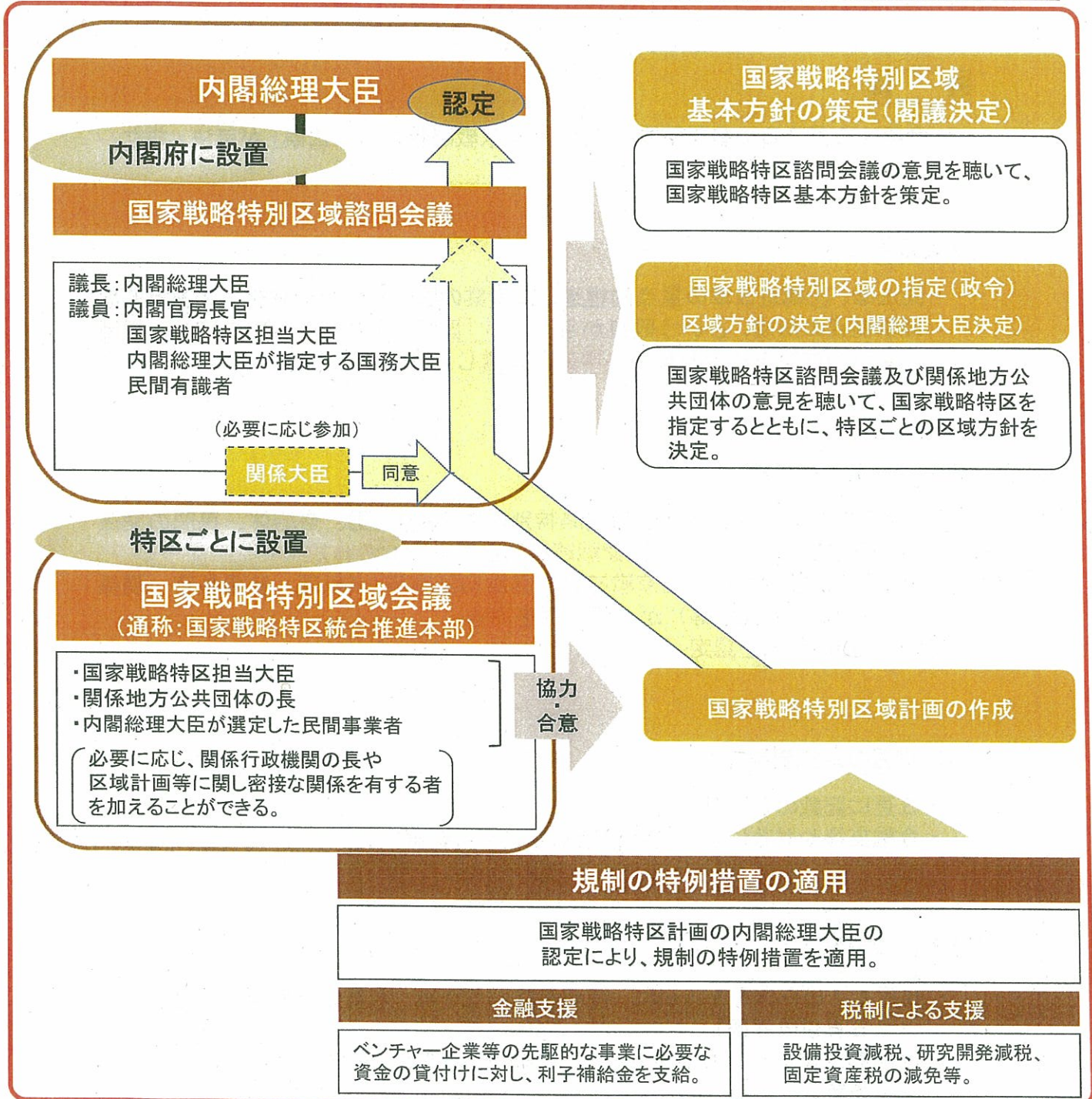
- ・ 8 月 1 2 日～9 月 1 1 日に、提案募集がなされ、合計 6 2 件が提案された。（2 5 ページ以降参照）
- ・ 内閣府によるヒアリングを経て、年明け以降に、対象とする特区が決定される予定。



# 国家戦略特別区域法の概要

内閣官房地域活性化統合事務局

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

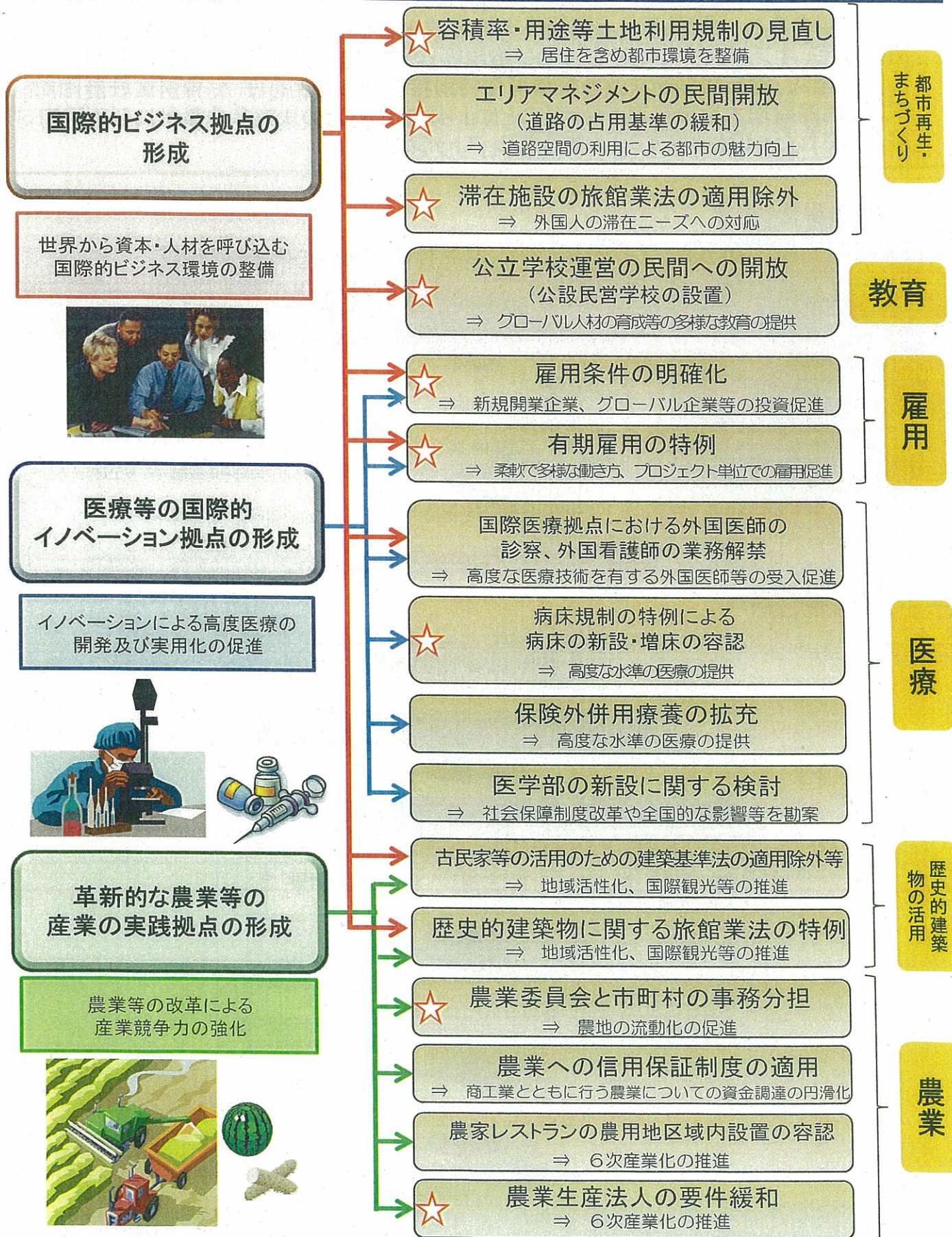
国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。

施行期日

- 公布日から施行。
- ただし、次の規定は、公布日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
  - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
  - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等



# 国家戦略特区のイメージ



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。  
 ※2 ☆は特区関連法案に盛り込むもの。



# 国家戦略特別区域における都市計画法等<sup>(※)</sup>の特例措置の概要

(※) 都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法及び都市再生特別措置法

○ 居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進するため、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法及び都市再生特別措置法の特例を設け、特別区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすこととする（ワンストップ処理）。

## 制度の現状

許認可等ごとに手続きが法定されており、関係行政機関等との調整が必要

- 都市計画の決定又は変更（都市計画法）
- 開発許可、都市計画事業の認可（都市計画法）
- 土地区画整理事業の認可（土地区画整理法）
- 市街地再開発事業の認可（都市再開発法）
- 民間都市再生事業計画の認定（都市再生特別措置法）

都道府県の都市計画決定等 (例) 東京都区部での都市計画決定の主体	市区町村の都市計画決定等
<b>都決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途地域</li> <li>○ 都市再生特別地区</li> <li>○ 自動車専用道路 国道・都道府県道</li> <li>○ 自ら施行する大規模な市街地再開発事業</li> <li>○ 大規模な再開発のための地区計画</li> </ul> 等	<b>区決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区道</li> <li>○ 市街地再開発事業（左記以外）</li> <li>○ 地区計画（左記以外）</li> </ul> 等

## 改正のポイント

### 国家戦略特別区域

国家戦略特別区域会議（特区会議）の設置

国家戦略特別区域計画（特区計画）の作成

関係者が一堂に会した特区会議で、必要な都市計画決定や許認可等について協議

都市計画の決定や許認可等の内容を計画に記載

内閣総理大臣の認定

事業の実施

計画の認定をもって  
都市計画決定や許認可等が  
なされたとみなす

特区会議が主体となり、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進



# 国家戦略特別区域における建築基準法の特例措置の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の建築基準法上の特例を定める。

- ① 都心居住のための住宅の容積率の特例
- ② 用途緩和のワンストップ特例

## 制度の現状

### <容積率規制>

地方公共団体が用途地域の都市計画で容積率を定め、建築基準法でこれに適合するように建築物の容積率を規制している。

### <用途規制>

地方公共団体が都市計画に用途地域(住居系、商業系、工業系で計12種類)を定め、建築基準法で各用途地域ごとに建築できる建築物の用途を規制している。

また、地方公共団体は、特別用途地区の条例で上記の用途規制を強化・緩和することができる。ただし、緩和する場合には、国土交通大臣の承認(大臣承認)が必要となる。

## 改正のポイント

特区担当大臣、地方公共団体(都道府県・市区町村)、民間事業者を構成員とする国家戦略特別区域会議(特区会議)が国家戦略特別区域計画(特区計画)に以下の内容を定め、当該計画について内閣総理大臣が認定することで特例を適用

### ① 都心居住のための住宅の容積率の特例

**住宅の容積率を緩和することにより、グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進**

【特区計画に定める内容】

- ・都心居住の促進を図る区域
- ・住宅の容積率
- ・敷地の規模
- ・敷地内の空地の要件



都市計画で定めた  
容積率を緩和

※ あらかじめ関係都市計画審議会に付議

### ② 用途緩和のワンストップ特例

**特別用途地区の条例で用途の制限を緩和することにより、必要な施設(コンベンション施設等)の迅速な整備を促進**

【特区計画に定める内容】

- ・用途制限の緩和の内容



条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続が不要



## 国家戦略特別区域における道路法の特例措置の概要

- 都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等の道路空間の利用を行うことが可能となるよう、国家戦略特別区域会議が、これらの事業を特区計画に定めることにより、道路管理者が当該特区計画区域内で道路の占用を許可できるようにするための基準の緩和を行う。

### 制度の現状

道路は、一般の自由な通行を本来の目的としていることから、道路の占用に当たっては道路管理者の許可を必要としているとともに、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合(余地要件の基準)にのみ、許可をすることができる。

### 改正のポイント

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域計画に、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等に貢献する施設の道路上への設置について定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、道路の占用許可にかかる余地要件の基準を緩和する。

#### 国家戦略特別区域計画の内容

- ・ 国際的な会議、イベント等の関係者の利便性を向上させるような多言語看板、ベンチ、上屋等の道路上への設置
- ・ 国際的な活動に関連する居住者(グローバル企業等の勤務者やその家族)の居住環境を向上させるような常設のオープンカフェや無料巡回バスのバス停の道路上への設置
- ・ これらの施設を設ける道路の区域

#### 占用許可基準の特例

- 余地要件の適用を除外
- 占用許可を受けた者は、周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施

これにより、手続きが円滑に進むことで、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等が図られる。





# 国家戦略特別区域における旅館業法の特例について

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた国家戦略特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、その事業が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に該当することについて都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

## 国家戦略特別区域計画

### <特定事業>

### 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設であって賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供するものを経営する事業として政令で定める要件に該当するもの

外国人の  
滞在ニーズへの  
対応

事業の  
実施者

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に  
該当することについて都道府県知事が認定

旅館業法の規定の適用除外



## 国家戦略特区における公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置) 概要

### ○ 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)

#### 背景

- ・ 東京オリンピックの開催も追い風に、国際バカロレアの普及拡大を通じたグローバル人材の育成や、スポーツ・体育の充実などの必要性が増している。



産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を  
推進する観点から地域の特性に応じた多様な教育を実施



公立学校の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、  
公立学校の管理を委託することを可能とするため、  
関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、  
特区関連法案の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策に  
ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



## 国家戦略特区における規制の特例措置(雇用関係)の概要

- 特区内で、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が優秀な人材を確保し、従業員が意欲と能力を発揮できるよう、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な規定を盛り込む。

### (1) 雇用条件の明確化

- 新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター(仮称)」を設置する。
- 裁判例の分析・類型化による「雇用ガイドライン」を活用し、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。
- 本センターは、特区毎に設置する統合推進本部の下に置くものとし、本センターでは、新規開業直後の企業及びグローバル企業の投資判断等に資するため、企業からの要請に応じ、雇用管理や労働契約事項が上記ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的事例に即した相談、助言サービスを事前段階から実施する。

### (2) 有期雇用の特例

- 新規開業直後の企業やグローバル企業をはじめとする企業等の中で重要かつ時限的な事業に従事している有期労働者であって、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象に、
  - ①無期転換申込権発生までの期間の在り方、
  - ②その際に労働契約が適切に行われるための必要な措置等について、全国規模の規制改革として労働政策審議会において早急に検討を行い、その結果を踏まえ、平成26年通常国会に所要の法案を提出する。

※(1)(2)の趣旨を、臨時国会に提出する特区関連法案の中に盛り込む。



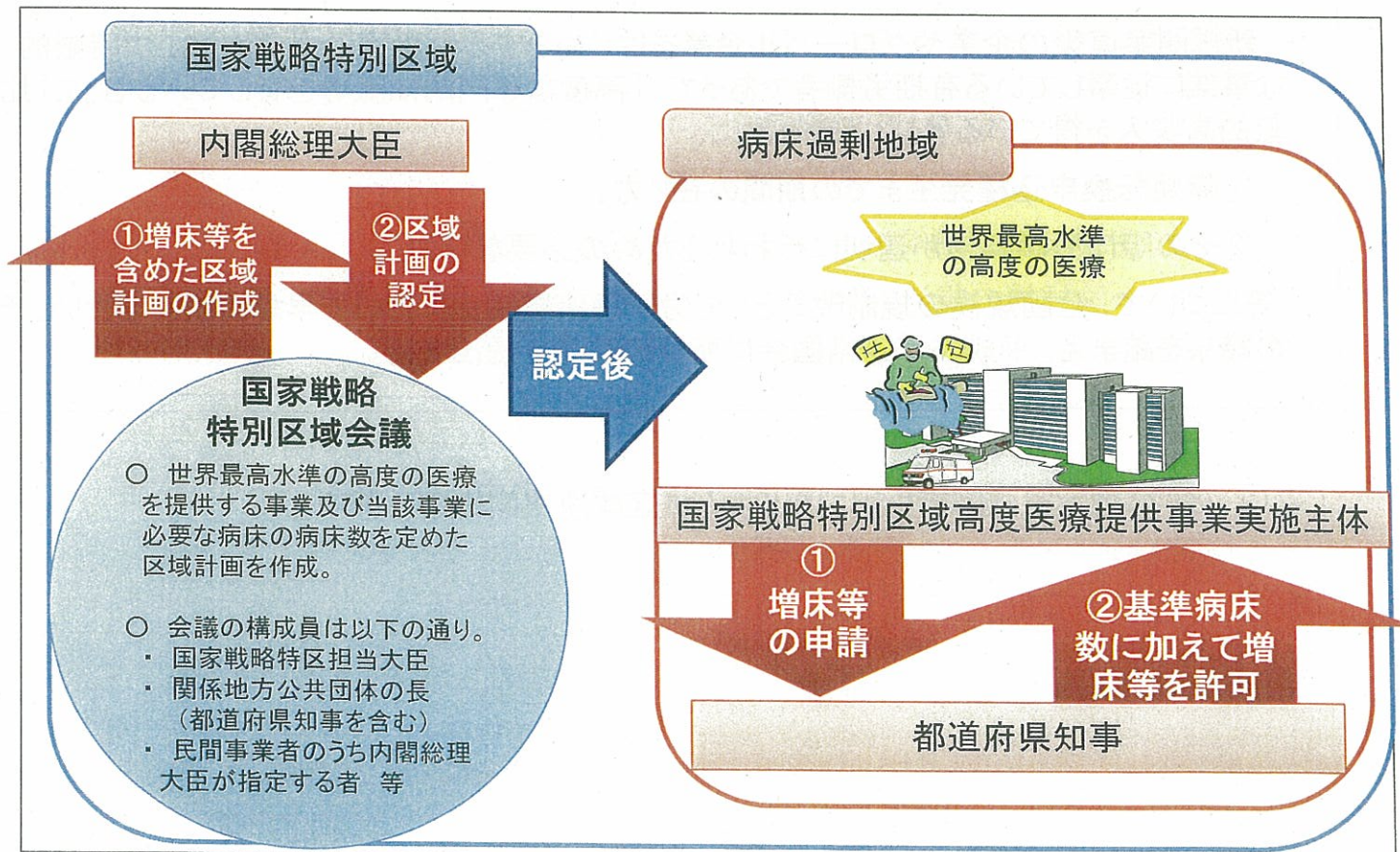
# 国家戦略特別区域法における医療法の特例措置(基準病床数制度の特例)の概要

## 現行の制度(基準病床数制度)

- 医療計画において、基準病床数制度が設けられており、都道府県は基準病床数(地域で必要とされる病床数)を全国统一の算定式により算定する。
  - 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、都道府県は公的医療機関等の開設・増床を許可しないことができる。また、民間医療機関については、都道府県医療審議会の意見を聴いて病院の開設・増床に関して勧告することができる。
- ※ 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定している。(特定の病床等に係る特例)

## 規制の特例措置

- 世界中の人たちがそこで治療を受けたいと思えるような環境を整備するためには、世界最高水準の高度の医療が提供できる世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成を推進していく必要がある。
- このため、国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域内において世界最高水準の高度の医療を提供する事業及び当該事業に必要な病床の病床数を定めた区域計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都道府県は、病床過剰地域であっても、当該計画に定められた病床数を既存の基準病床数に加えて、医療機関の開設・増床の申請を許可することができる特例を設けることとする。





## 国家戦略特別区域法における農地法の特例措置 (農業委員会と市町村の事務分担)の概要

- 農地の流動化を促進する観点から、国家戦略特別区域法に農業委員会と市町村の事務分担に関する特例を設けることとする。  
 具体的には市町村長と農業委員会とが、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が分担することに合意した場合に、合意の範囲内で市町村が当該許可関係事務を行うこととする。

### 現状

- 農業委員会を設置している市町村

農地法等に係る事務を**農業委員会**が実施

- 農業委員会を設置していない市町村※

農地法等に係る事務を**市町村**が実施

【※農業委員会を設置しないことができる市町村】

- **農地のない市町村**には、農業委員会を置かない。
- **農地面積が著しく小さい場合**(都府県200ha以下、北海道800ha以下)は置かないことができる(設置するか否かは**市町村**が選択)。

### 見直し後

- 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会とが農地の権利移動の許可関係事務を市町村が分担することに合意した場合

農地法等に係る事務

・**農地の権利移動の許可事務**

・その他の事務

合意に基づいて市町村長が分担

従来どおり農業委員会が実施

### 効果

- 農業委員会は、農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力することができ、地域の農地の流動化が円滑に進む。



## 国家戦略特別区域法における農地法の特例措置 (農業生産法人の6次産業化推進のための要件緩和)の概要

- 農業生産法人の6次産業化を推進する観点から、国家戦略特別区域法に農業生産法人の農作業に従事する役員の数に関する要件の特例を設ける。

具体的には、国家戦略特別区域内で農業及び関連事業(加工・販売等)を行う法人は、農作業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人と同様の取扱いとする。

### 現状

- 現行役員要件は、
  - ① 役員のお半が農業(販売・加工を含む)の常時従事者であること
  - ② さらに**その過半**が農作業に従事

### 見直し後

- 農業生産法人が6次産業化を進めていくと、①の要件は問題ないものの、②の要件をクリアすることが難しくなる。  
このため、②は役員**1人以上**が農作業に従事すればよいこととする。
- 役員要件のみであり、議決権(出資)要件等の要件は変更しない。

### 効果

**農業生産法人の6次産業化の推進**





国家戦略特区ワーキンググループ  
提案に関するヒアリング

開催状況

	開催日	提案者	提案概要	議事概要
1	平成25年9月5日	三井不動産株式会社	日本橋・八重洲『日本発信』特区(非公表)	—
2	平成25年9月5日	東海4県3市共同提案(愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市)	・モノづくり産業強靱化スーパー特区 ・アグリ・フロンティア創出特区 ・有料道路コンセッション特区(愛知県単独提案)	○
3	平成25年9月5日	ゲートタワーIGTクリニック	「りんくう出島プロジェクト」(非公表)	—
4	平成25年9月6日	ベイライン株式会社	「LCC(ロー・コスト・賃貸コンドミニアム)プロジェクト」	○
5	平成25年9月6日	森ビル株式会社	「東京グローバル新都心プロジェクト～東京の魅力を高め、世界をひきつける～」(非公表)	—
6	平成25年9月6日	公益社団法人 関西経済連合会	「双発エンジンによる日本経済再生の提案」	○
7	平成25年9月6日	養父市	「高齢者雇用による農業等新産業創出事業」	○
8	平成25年9月6日	福岡市	「新たな起業と雇用を生み出すグローバル・スタートアップ国家戦略特区」	○
9	平成25年9月9日	有限会社新鮮組	「農業経済特区」	○
10	平成25年9月9日	ルネサンス・アカデミー株式会社	「公設民営学校プロジェクト」	○
11	平成25年9月9日	奈良市  歴史的建築物活用ネットワーク	「奈良町にぎわい特区 日本で最も古い市街地からのイノベーションモデルケース」	○

			「地域活性化・国際観光振興のための『歴史的建築物活用事業』」	
12	平成25年9月11日	三井不動産株式会社 三菱地所株式会社 森ビル株式会社	グローバル・産業創発特区	○
13	平成25年9月11日	任意団体・万年野党 (政策監視会議)	若者の政治参加を通じた地域活性化に係る特区	○
14	平成25年9月11日	東急不動産株式会社 鹿島建設株式会社 株式会社久米設計 株式会社アルペログランデ	日本再興戦略リーディングシティ(竹芝地区) (非公表)	—
15	平成25年9月11日	新潟市	ニューフードバレー特区 環日本海ゲートウェイ特区 簇業特区	○
16	平成25年9月11日	成田市 国際医療福祉大学	国際医療学園都市構想 エアポート都市構想(成田市単独提案)	○
17	平成25年9月11日	医療法人社団 葵会	国家戦略特区における外国人医師等による医療行為の容認及び保険外診療併用制度の拡大について	○
18	平成25年9月16日	森トラスト株式会社	“次世代東京”再構築プロジェクト～コンパクト都心を目指して～ (非公表)	—
19	平成25年9月16日	東京急行電鉄株式会社	渋谷におけるエンタテインメントシティ特区	○
20	平成25年9月16日	日本電波塔株式会社 株式会社日建設計	都市計画公園の民間整備促進による都市の潜在的な魅力と活力の発現(非公表)	—
21	平成25年9月16日	株式会社フジテレビジョン・三井不動産株式会社 鹿島建設株式会社・公益財団法人日本財団	東京臨海副都心(台場エリア)における国際観光拠点の整備～エンターテインメント・リゾート戦略特区～(非公表)	—
22	平成25年9月16日	新潟県・新潟市・上越市・聖籠町	エネルギー戦略特区	○
23	平成25年9月16日	石巻市	都市基盤安全戦略特区(非公表)	—
24	平成25年9月16日	鳥取県	未来社会創造ディスプレイ・インベーションプロ	○



			ジェクト	
25	平成25年9月16日	静岡県	グローバル人材育成のための医科系大学・大学院の設置	○
26	平成25年9月16日	福島県・一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構・福島県医療福祉機器研究会	世界へ挑む、国産医療機器生産特区	○
27	平成25年9月16日	石川県	いしかわモノづくり高度技術集積特区	○
28	平成25年9月16日	日本空港ビルデング株式会社	羽田空港「24H・情報発信・おもてなし特区」(非公表)	—
29	平成25年9月16日	一般社団法人太陽経済の会	～自然エネルギーの基幹送電網の整備と安心・安全な自動車社会の実現に向けて～「安心・安全な自動車社会」と「自然エネルギーの普及」を高速道路を活用して実現  自立・分散型のエネルギー拠点で実施する「エネルギーの地産地消特区」～自然エネルギーで誇りを持って自立・繁栄する地域へ	○
30	平成25年9月16日	楽天株式会社	ICTを活用した国際観光リゾートの取り組みについて(非公表)	—
31	平成25年9月16日	株式会社栄光	産官学連携 初等・中等教育統合プロジェクト～公設民営学校を軸に～(非公表)	—
32	平成25年9月16日	オリックス株式会社・オリックス不動産株式会社	震災・災害に強い街づくり特区 おもてなしパーチャル特区(非公表)	—
33	平成25年9月16日	京都府・京都市・京都大学・京都産学公連携機構・京都産業育成コンソーシアム	京都 R&D・ビジネス化国家戦略特区	○
34	平成25年9月16日	知的財産戦略ネットワーク株式会社(IPSN)	ライフサイエンス国際ビジネスプラットフォーム	○
35	平成25年9月16日	ブラックロック・ジャパン株式会社 河野真一	アジアNo.1の金融・資本市場に向けて 金融特区に対する提案(非公表)	—

36	平成25年9月16日	グリー株式会社	ゲーム産業の振興について(非公表)	—
37	平成25年9月16日	国立新美術館・サントリー美術館・森美術館	六本木をクールジャパンの拠点に 六本木『アート特区』～東京オリンピック・パラリンピックにアートが応える～(非公表)	—
38	平成25年9月17日	神奈川県 横浜市 川崎市	健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～  ビジネス環境と居住空間が一体となった都市のリノベーションの実現による経済成長プラン(横浜市単独提案)  水素エネルギーフロンティア国家戦略特区による新たな成長戦略への提案～地球環境への貢献と新たな産業の創出に向けて～(川崎市・千代田化工建設株式会社提案)	○
39	平成25年9月17日	東京都	世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり特区	○
40	平成25年9月17日	大阪府・大阪市	岩盤規制に風穴を開け、民によるイノベーションを創出 「世界再興水準の民の都」が日本をけん引!	○
41	平成25年9月17日	欧州ビジネス協会	「国家戦略特区内のビジネス環境の改善」 Examples of improvements to the business environment within Special Zones	○
42	平成25年9月17日	北海道	・「JAPANフードピア」構想(北海道経済連合会との共同提	○

			案) ・「世界に開かれた観光王国・北海道」戦略特区 ・「エネルギー基盤創成」戦略特区	
43	平成25年9月17日	福岡県 北九州市	アジア・イノベーション創造国家戦略特区	○
44	平成25年9月19日	東芝メディカルシステムズ株式会社	パーソナルヘルスケアデータの利活用特区(非公表)	—
45	平成25年9月19日	兵庫県・神戸市	・ひょうご神戸グローバル・ライフイノベーション特区～iPSで世界を変える～	○
46	平成25年9月19日	日本電気株式会社	高度遠隔医療に向けた病理画像解析ネットワーク(非公表)	—
47	平成25年9月19日	茨城県	いばらき農業特区	○
48	平成25年9月19日	岐阜県	・成長産業誘致特区 ・里地里山を活用したエネルギー自立自給特区	○
49	平成25年9月19日	株式会社KMO	外国法人特区の創設(非公表)	—
50	平成25年9月19日	岩手県・宮城県・仙台市・東北経済連合会	国際リニアコライダー研究戦略特区(非公表)	—
51	平成25年9月19日	大阪商工会議所	・「おうちサロン化」プロジェクト(暮らし産業国家戦略特区) ・ライフサイエンス分野 提案	○
52	平成25年9月19日	富士通株式会社	健康医療情報モデル創出プロジェクト(非公表)	—
53	平成25年9月19日	奈良県	・ICT等を活用した健康づくりがしやすい環境の構築 ・外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献 ・女性翻訳家育成・人文系文献の情報発信プロジェクト ・文化財修復特区～(仮称)文化財修復	○



			<p>国際センターの創設～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食と農の匠の技を持つ世界のトップクラスの料理人(シェフ)育成事業</li> <li>・県域水道ファシリティマネジメント推進特区</li> <li>・史料編纂人材養成プロジェクト</li> </ul>	
54	平成25年9月19日	高知県	<p>持続可能な地域資源の活用による中山間振興プロジェクト</p>	○
55	平成25年9月19日	山形県	<p>次世代基幹産業創生特区(非公表)(山形県、鶴岡市、スパイバー(株)、小島プレス工業(株)、KISCO(株)、慶應義塾大学先端生命科学研究所共同提案)</p>	—
56	平成25年9月19日	熊本県	<p>くまもと県南フードバレー推進に係る農業・農村振興特区</p>	○
57	平成25年9月19日	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄科学技術大学院大学リーディングイノベーション・プロジェクト</li> <li>・世界水準の観光リゾート地形成プロジェクト</li> <li>・沖縄統合リゾートの導入</li> </ul>	○
58	平成25年9月19日	宮崎県	<p>みやざき健康フードビジネス特区～高機能・高品質な農林水産物・食品によるグローバル市場の開拓～</p>	○
59	平成25年9月19日	大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分港における国際ケミカルターミナル構築特区</li> <li>・海外誘客のための旅客専用港湾における「検疫港」の臨時指定</li> <li>・電磁応用関連産業強化特区</li> <li>・東九州メディカルバレー海外</li> </ul>	○

			展開戦略特区 (大分県・宮崎 県共同提案)	
60	平成25年9月19日	長崎県 一般社団法人海洋エネル ギー資源利用推進機構	・東アジア地域国 際文化観光圏 プロジェクト(長 崎県単独提案)  ・世界で一番ビジ ネスがしやすい 『海洋再生エネ ルギー産業国 家戦略特区』～ 漁業や環境と協 調し、アジアに 貢献する、次元 の異なる海洋 再生エネルギー ビジネスエリア の創出～(一般 社団法人海洋 エネルギー資源 利用推進機構 単独提案)	○
61	平成25年9月19日	株式会社フォルム	タウンマネージメ ント特区制度を 活用した統合型 エンターテインメ ントタウン・プロ ジェクト(非公表)	—
62	平成25年9月19日	公益財団法人日本国際交流 センター	アジア青年移民 受入れ事業	○

(敬称略)





# 芸術文化都市構想

## 21世紀の「文化立国日本」を世界に発信する

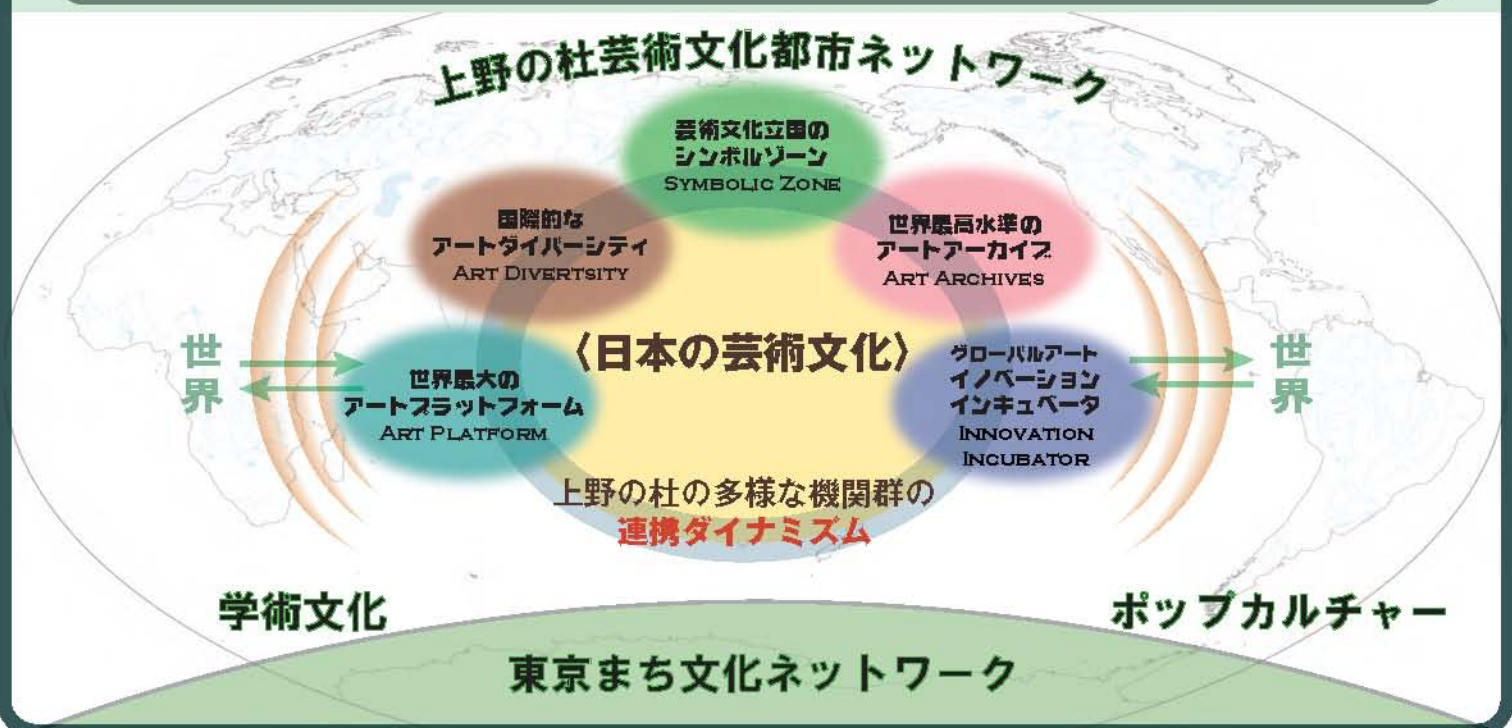
世界最高水準の文化拠点形成

芸術文化資産の国際的活用

3000万人を迎える国際遊学都市

上野・谷根千・本郷・秋葉原・神保町の基点

日本有数の文化資源の宝庫、「上野の杜」の潜在能力を強化、多種多様な芸術文化機関の連携、豊かな自然環境の醸成と価値ある芸術文化資産をひろく発信する革新的基盤整備により国際遊学都市として大きな経済的波及効果につなげる





## 《上野の杜のポテンシャル》

### ・日本屈指の文化施設が集結

東京藝術大学 [ 大学美術館・奏楽堂、(仮称)国際芸術図書館 IRCA 計画 ]、  
東京国立博物館、国立科学博物館、国立西洋美術館、恩賜上野動物園、東京都美術館、  
東京文化会館、国際子ども図書館、上野の森美術館など

### ・新東京国際空港からの国際色豊かな玄関口

### ・人々から親しまれる歴史と自然豊かな景観とその歴史 (不忍池、桜並木など)

### ・災害避難時の重要拠点の強化



海外主要都市との比較

2009年

## 藝大からのアフライ

国、都、区、民間の垣根を越えた各施設の連携への参加と推進

周辺地域とのつながりと文化施設の利活用による芸術資産価値の向上

中核となる施設“芸術における知の拠点 [ 国際芸術図書館 ]” の新設

文化資源活用のスペシャリストの養成 (アーキビスト、アートマネジメント)

公園環境 (アクセス・周遊ルート・景観・地下開発等) の整備への協力

情報ポータルサイトの構築による芸術情報の発信の積極的推進

## 既存法等の最適化

- 総合的な規制の最適化により再開発の際の空間の質の向上をはかる
- 教育研究向上のためのオープンな芸術資産データベース構築
- 芸術文化施設、教育研究施設の弾力的活動の促進
- このエリアを活性化させるための法整備等
  - 研究者・クリエイターへの活動支援
  - 芸術文化に関わる施設や団体が行う活動をサポートする施策
  - 観光に資する既存宿泊施設等を盛り立てる施策
  - ジャパンオリジナルを守り次世代へ引き継ぐための施策 他

## 期待される効果

上野の杜を国際的な魅力をもった芸術文化拠点に再編し、上野の杜から広がる地域に特区としての様々な施策を行うことで、民間活力 ( 商業施設や宿泊施設等の進出 ) による観光開発と市場の形成を促すとともに、首都東京を海外からより多くの人々が訪れて賑わう国際遊学都市として活性化させる効果が期待できる。



文化資源の連携